

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ (略称：COCOA) COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

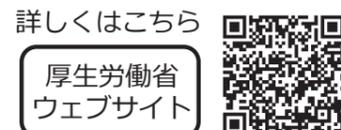
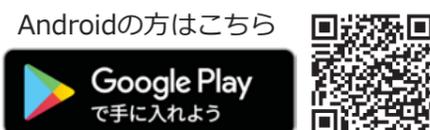
○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、
スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）
を利用して、お互いに分からないようプライバシーを
確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と
接触した可能性について、通知を受けること
ができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かる
ことで、検査の受診など保健所のサポートを早く
受けることができます。利用者が増えることで、
感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性

- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません



新型コロナウイルス感染症
対策関連情報

Vol. 2

令和2年7月15日 第1版発行元：御船町新型コロナウイルス感染症対策本部

V字回復

NEW

- 御船町特別出産祝金
- 御船町大学生等応援給付金
- みふね応援プレミアム商品券第2弾
- 地域交通支援事業
- 高齢者等戸別受信機設置事業
- 御船町がんばる飲食店等応援支援金
- 御船町新型コロナウイルス関連失業者支援金

臨時広報
みふね

【給付金・支援金】

もらえるお金・商品券

御船町特別出産祝金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策期間中に出産した産婦への子育て支援として、祝金を給付します。

【対象者】 次の①②を満たす人

- ①令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、御船町に住民登録がある子の母親
- ②令和2年4月27日から申請書提出日まで継続して御船町に住民票がある人

【給付額】 子1人につき10万円

【申請期間】

令和2年7月20日から令和3年4月9日まで

【申請場所】 御船町こども未来課

【給付方法】 口座振込（母親名義）

【お問い合わせ】 役場こども未来課 子育て支援係

☎282-1346

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、給付金を支給します。

【対象者】

・基本給付 ①～③のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ひとり親世帯の人で、新型コロナウイルス感

染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

・追加給付

基本給付対象の①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

【受給額】

・基本給付

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

・追加給付 1世帯5万円

【給付金申請及び給付の方法】

・①は申請不要（②・③は要申請）

・①は児童扶養手当を受給している口座への振込み（※給付を希望しない場合は、受給拒否の届出書を提出してください。）

・それ以外の人・・・申請が必要

申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに役場こども未来課の窓口もしくは、郵送による申請

【給付の時期】

①の対象者には可能な限り8月までに支給予定
②・③については、申請内容を審査し、可能な限り速やかに振込予定

【申請受付期間】

令和2年8月11日から

（※受付終了日については、決定次第、町ホームページ等にお知らせ予定）

【お問い合わせ】 役場こども未来課 子育て支援係

☎282-1346

御船町大学生等応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入やアルバイト収入が減少するなど、苦境に立たされている大学生等が継続して就学できるよう、給付金を支給します。

【対象者】

大学生等の扶養者（保護者）。ただし、次のい

ずれにも該当すること。

①大学生等本人が、基準日（令和2年4月27日）において、大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る）又は専修学校（専門課程）に在学中であること

②大学生等の扶養者が、基準日以降引き続き御船町に住所を有していること

【給付額】 大学生等1人当たり 2万円

【申請期間】

令和2年8月3日から令和2年12月28日まで

【お問い合わせ】 役場企画財政課 企画係

☎282-1263

生活困窮大学生等のための給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている大学生などを支援する給付金です。給付の要件や申請方法の詳細は県ホームページをご覧ください。

【対象者】

県内の大学等または県内高校などの出身で、県外の大学などに在籍している人

【給付要件】

対象者の生計維持者が住民税非課税であること

【給付額】 一律5万円

【申請期間】 令和2年9月15日まで

【問い合わせ】 県生活困窮大学生等給付金窓口

☎333-2738

学生支援緊急給付金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されるため、将来の経済社会基盤を確保する観点から「学びの継続」のために必要な「学生支援緊急給付金」を創設

【対象学生】

・国公私立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校※留学生を含む（日本語教育機関を含む）

・家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当該アルバイト収入が大幅減少等することにより、大学等での修学の継続が困難になっている人

※最終的には、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。

【給付額】

住民税非課税世帯の学生 20万円

上記以外の学生 10万円

【申請期間】 所属の学校により異なる

【お問い合わせ】

在学する学校等にお問い合わせください。

在宅高齢者緊急通報システム設置費等助成事業

在宅高齢者緊急通報システム（体調不良時に自宅に設置されたボタンを押すと緊急通報センターにつながるシステム）の設置料金を無料にすることで、システムの利用を促進し、新型コロナウイルス感染症対策のために外出を自粛する一人暮らし高齢者等の見守りを支援します。

【対象者】

次の①～③全てに該当する人

①町内に住所を有する65歳以上の人

②一人暮らし及びそれに準ずる人

③脳血管疾患や心疾患などの既往がある人

※詳細はお問い合わせください。

【助成額】

緊急通報システムの設置費（撤去費） 無料

【実施期間】

令和2年7月1日から令和3年3月31日まで

※期限内に設置（撤去）した世帯が対象

【申請方法】 お問い合わせの窓口にて申請

【お問い合わせ】

役場福祉課 地域包括支援センター

☎282-2911

個人向け



みふね応援プレミアム商品券 第2弾※第1弾の期限にご注意ください。

「みふね応援プレミアム商品券」第2弾の実施が決定しました。詳細は、広報みふね又は町ホームページでお知らせする予定です。

【対象者】 御船町に住民票がある人

【販売時期】 令和2年秋口頃予定

【お問い合わせ】 役場商工観光課 商工観光係

☎282-1226

※6月から優先販売を開始した第1弾のプレミアム商品券の使用期限は8月31日までです。期限後の使用はできませんのでご注意ください。

御船町新型コロナウイルス関連 失業者支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業した町民に対し支援金を支給します。

申請様式は町商工観光課にて配布するほか、詳細や様式については町ホームページにも掲載してあります。

【対象者】

申請日時点で御船町民であること。令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響をうけて失業した人で、①～③のいずれかに該当する人

①雇用されていた事業者の倒産または廃業により、退職又は解雇

②雇用されていた事業者の経営悪化により、退職又は解雇

③自ら経営する事業所等が倒産または廃業

【支給額】 対象者1人につき3万円

【申請方法】

申請書と次の必要書類を商工観光課（役場第一分庁舎2階）へ持参

①退職又は解雇された事を確認できる書類（離職票、雇用保険需給資格者証、源泉徴収票等の写し）

②個人事業主は、廃業した日を確認できる書類（廃業届等の写し）

③本人の振込口座が確認できる通帳等の写し

【受付期間】

令和7月20日から令和3年2月15日まで

【お問い合わせ】 役場商工観光課 商工観光係

☎282-1226

住居確保給付金

新型コロナウイルスの影響で休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払に困り、住居を失うおそれが生じている世帯の家賃相当額を家主に支給します。

【対象】

離職・廃業から2年以内の方または休業等により収入を得る機会が減少し、離職と同程度の状況にある人

【条件等】

受給資格を満たす世帯に対し原則3ヶ月最大9ヶ月

【お問い合わせ】 御船町社会福祉協議会

☎282-0785

傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる場合に、療養のため仕事をすることができず、その間の給与の支払いを受けられなかった人は、申請により傷病手当金を受けることができます。

【対象者】 次の条件にすべて該当する人

①御船町国民健康保険加入者又は熊本県後期高齢者医療保険加入者

②新型コロナウイルス感染症(感染疑いを含む)の療養のため仕事ができないこと

③新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われ療養し、4日以上仕事を休んでいること

④休んだ期間について給与等がもらえないこと

【支給額】

(直近の継続した3ヶ月間の給与の合計額 ÷ 就労日数) × 3分の2 × 支給対象日数

※支給対象日数は、起算日(症状があり勤務予定にも関わらず仕事を休んだ最初の日)から連続して3日間の待機期間を経過した後、4日目以降に勤務予定であるにも関わらず感染(又は症状があり感染疑い)により休んだ日数となります。
※有給休暇を取得するなど傷病手当金の日額相当額を超える給与等が支払われた日は、対象外です。

【申請方法】

傷病手当金支給申請書(事業所及び医療機関の証明が必要)の提出が必要です。申請をされる場合、申請書を郵送しますので、事前にお電話でお問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】 役場町民保険課 保険係

☎282-1113

【融資】

借りるお金

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

【対象】

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

【条件】 貸付上限額：1世帯10万円

※小学校等の臨時休校や個人事業主の特例の場合は20万円

・据置期間：1年以内 ・償還期限：2年以内

・利子・保証人：無利子、保証人不要

【受付期間】 9月末日まで(予定)

【お問い合わせ】 御船町社会福祉協議会

☎282-0785

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

【対象】

新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常の生活の維持が困難となっている世帯

【条件】

・貸付上限額：2人以上の世帯/月20万円

単身世帯/月15万円

※貸付期間は原則3ヵ月以内

・据置期間：1年以内 ・償還期限：10年以内

・利子・保証人：無利子、保証人不要

【受付期間】 9月末日まで(予定)

【お問い合わせ】 御船町社会福祉協議会

☎282-0785

【減免・猶予】

税金減額・支払延長

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件を満たす場合は、申請することで国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

【対象】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減が見込まれる世帯

【減免対象となる期間】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限があるもの

【条件等】

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料それぞれで減免要件が異なりますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。

【申請方法】

担当課で申請書を準備していますので、担当窓口にて申請ができます。申請締め切りは、令和3年3月31日までです。

【注意事項】

申請される場合は、収入が確認できる資料の提出が必要です。

【お問い合わせ】

役場税務課 課税係 (国民健康保険税)

☎ 282-1114

役場福祉課 介護保険係 (介護保険料)

☎ 282-1349

役場町民保険課 保険係 (後期高齢者医療保険料)

☎ 282-1113

納税等の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間、地方税 (町県民税、固定資産税、国民健康保険税等) について徴収の猶予が受けられる場合があります。

また、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、猶予制度があります。

【条件等】

地方税、介護保険料、後期高齢者医療保険料それぞれで猶予の要件や申請期限などが異なりますので、詳細は下記担当にお問い合わせください。

【申請方法】 窓口、郵送等

【注意事項】

申請する場合は、収入が確認できる資料の提出が必要です。

【お問い合わせ】

役場税務課 徴収係 (地方税)

☎ 282-1115

役場福祉課 介護保険係 (介護保険料)

☎ 282-1349

役場町民保険課 保険係 (後期高齢者医療保険料)

☎ 282-1113

【防災関係】

高齢者等戸別受信機設置事業

新型コロナウイルス感染症に関する情報や防災情報などをいち早く伝達するため、防災行政無線戸別受信機を無償貸与します。

【対象者】 75歳以上のみの世帯

【内容】 戸別受信機の取り付け、貸与

【申請期限】 令和3年1月31日まで

【申請方法】

町ホームページに掲載している申請書または、役場総務課にある申請書を提出

【お問い合わせ】 役場総務課 地域・防災係

☎ 282-1111



【給付金・支援金】

もらえるお金

御船町がんばる飲食店等 応援支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として令和2年4月1日から令和2年10月31日の期間に感染症対策を行った飲食店等に対し、1事業者あたり10万円を支給します。

【対象者】

御船町内で飲食店等を営業しており、引き続き町内で事業継続する事業者のうち、感染症の拡大防止対策として令和2年4月1日から令和2年10月31日の期間に下記のいずれかの事業を行った事業者

- ①新たに非対面型サービスを行う事業 (テイクアウトや宅配、ドライブスルー等)
- ②店内で「3密」を避けるための事業 (空気清浄機の設置や従業員と客の仕切り設置等)
- ③客の列の間隔を確保する床サインの掲示事業
- ④店舗入口への消毒液の設置及び客への除菌徹底事業
- ⑤その他感染防止対策で町長が認める事業

【支援金の額】 1事業者につき10万円

【申請方法】

町ホームページに掲載している申請書と次の必要書類を商工観光課 (役場第一分庁舎2階) へ持参してください。

- ①町内に事業所を有することがわかる書類の写し (開業届、保健所の許可等)
- ②感染症防止対策事業の実施状況がわかるもの (写真、領収書等)
- ③振込口座が確認できる通帳等の写し

【受付期間】 令和2年7月20日から令和2年11月16日

【お問い合わせ】 役場商工観光課 商工観光係

☎ 282-1226

地域交通支援事業

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、御船町において地域公共交通の安定的な運行及び町民の日常的な移動手段を継続的に確保することを目的に、支援金を交付します。

【対象者】

町内に営業所を置き、町内を運行する路線バス事業者及びタクシー会社※個人タクシーは除く

【支援金額】 1事業者あたり10万円

【お問い合わせ】 役場企画財政課 コミュニティ推進係

☎ 282-1263

持続化給付金

売上が大きく減少した事業者は、法人の場合200万円、個人の場合100万円を上限に、現金の給付を受けることができます。

【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

【条件】

新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比で50%以上事業収入が減少していること

【申請方法】 原則電子申請による。

※電子申請を行うことが困難な人のために、5月12日より申請サポート会場を熊本商工会議所6階開設しています。申請サポート会場のご利用には、事前予約が必要です。

☎ 0570-077-866 (予約専用)

※8月3日～8月10日は御船街なかギャラリー南蔵で電子申請の入力サポートを行います。予約方法や時間などの詳しい情報は広報みふね7月号をご覧ください。

【お問い合わせ】 持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

事業継続支援金

国の持続化給付金の対象とならない中小企業等に対して、県が重点的に支援します。

【対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

【条件】

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で30%以上、50%未満減少している事業者

【支援額】 法人：最大20万円
個人事業者：最大10万円

【お問い合わせ】

県商工政策課専用相談窓口（コールセンター）
☎333-2828

御船町事業継続プラス支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが大きく減少している町内の法人又は個人事業者に対して支援金の申請を受付中です。

【対象者】

町内に主たる事業所を有し、国の持続化給付金の給付決定又は熊本県の事業継続支援金の交付決定を受けた事業者

【支援金額】

国持続化給付金該当（法人20万、個人10万）
県事業継続支援金該当（法人10万、個人5万）

【申請方法】

申請書と次の必要書類を商工観光課（役場第一分庁舎2階）へ持参または郵送してください。

①国の持続化給付金に係る給付通知書の写し又は熊本県の事業継続支援金に係る交付決定通知書の写し

②振込口座が確認できる通帳等の写し

【受付期間】

令和2年6月15日から令和3年2月15日まで

【お問い合わせ】 役場商工観光課 商工観光係
☎282-1226

新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業資金繰り支援（利子補給）

金融機関から融資を受けた利子の一部を補助（利子補給）します。

※詳細が決定次第、お知らせします。

【対象者】 町内事業者

【融資限度額】 1,000万円

【補給期間】 3年以内

【お問い合わせ】 役場商工観光課 商工観光係
☎282-1226

【税金等の猶予】

納税等の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間、地方税（町県民税特別徴収分、固定資産税、法人税等）について徴収の猶予が受けられる場合があります。

【対象】

①令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べ20%以上減少していること

②一括で納付または納入を行うことが困難な場合

【条件等】

納期限までに申請が必要となります。申請の際には、申請書と併せ、収入や現預金のわかる資料をご提出ください。

【申請方法】 窓口、郵送、eLTAX

※申請される場合は、翌月までに納期限を迎える町税分まで申請することができます。（収入状況が変化するため）

【お問い合わせ】 役場税務課 徴収係
☎282-1115

【学校関係】

学校独自の新型コロナ対策費を交付

町内の小・中学校において、学校長の判断で、感染症対策や学習保障等に必要な物品等を迅速かつ柔軟に購入できるよう、補助金を交付します。

【交付額】 小規模校 100万円

中規模校 150万円

【お問い合わせ】 役場学校教育課 学校教育係
☎282-1700

児童・生徒の登校時の見守り事業

夏休み短縮期間中、通学路等を巡回し、登校時の児童・生徒の安全確保及び見守り体制の強化を図ります。

【配置期間】 7月下旬から8月

【配置人数】 各校区につき1人

【お問い合わせ】

役場学校教育課 学校教育係
☎282-1700

町産馬肉を学校給食へ提供

消費が低迷した町産の馬肉を、毎月1回、学校給食の食材として使用します。また、低カロリーで栄養価が高く、美味しい馬肉を学校給食として提供することで、こどもたちに元気を届けます。

【提供期間】

令和2年7月から令和3年3月まで（月1回）

【お問い合わせ】 役場学校教育課 学校教育係
☎282-1700

【防災関係】

新型コロナウイルス対策自主防災組織支援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止および自主防災組織の防災力の向上を図るため、各自主防災組織へ補助金を交付します。

【対象者】 自主防災組織

【対象経費】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止が見込める防災用品

【給付額】 均等割5万円

戸別割2千円

【申請期限】 令和3年1月31日まで

【申請方法】

町ホームページに掲載している申請書または、役場総務課にある申請書を提出

【お問い合わせ】 役場総務課 地域・防災係
☎282-1111

【その他支援・相談等】

地域コミュニティの活性化

新型コロナウイルスにより低迷している地域コミュニティの活性化のため地域づくり計画事業や、公民館等へのマスク・消毒液等の備品拡充による感染拡大防止に係る費用を助成します。

【対象者】

御船町元気な地域づくり支援事業の対象となっている団体（11団体）

【お問い合わせ】 役場企画財政課 コミュニティ推進係
☎282-1263

そ の 他 の 事 業 ・ 情 報 等

医療機関感染症対策資材支援事業

今後、起こりうる新型コロナウイルス感染症「2波・3波」の対策として、医療機関に医療資材の支援を行います。

また、保健センターでの感染予防対策の備品としても体制強化に努め必要性も考慮して備蓄して有事の際に備えます。

【対象機関】

町内医療機関 18件（医科11件、歯科7件）

【医療機関配布資材】

マスク、手指消毒液等

【保健センター備蓄品】

薬用ハンドソープ・ペーパータオル等

【お問い合わせ】役場健康づくり支援課 健康推進係

☎282-1602

【お知らせ・お願い】

社会教育課所管施設の利用再開について

【カルチャーセンター】

ホール	: 240人まで利用可
研修室	: 15人まで利用可
第1会議室	: 18人まで利用可
第3会議室	: 20人まで利用可
大会議室	: 63人まで利用可
児童室	: 9人まで利用可
コンピュータ研修室	: 8人まで利用可
茶室	: 8人まで利用可
クラブ活動室	: 27人まで利用可

【町立図書館】

※図書の出貸・返却のみ（閲覧、学習は不可）

【スポーツセンター】県内在住者に開放

プール : 県内在住者に開放、団体利用は要相談、利用者数制限あり

アリーナ：利用者数制限あり

武道場 : 利用者数制限、更衣室利用不可等
当面の間、組手等、接触しやすい練習内容は原則禁止。発声はできるだけ控える。

会議室 : 利用者数制限あり

※7月1日より、大会、練習試合、イベント開催等は利用制限付きで利用再開

※その他、詳細については、スポーツセンターまでお問い合わせください（スポーツセンターのホームページにも掲載）

【小・中学校体育館】

当面の間、一般利用は中止（児童、生徒への間接接触を避ける）※中学生の部活動、小学生の社会体育スポーツ活動は可。

【公民館分館／小・中学校グラウンド／

社会教育センター（体育館・グラウンド）】

6月1日より利用再開

【町民グラウンド／恐竜博物館】

6月2日より開放

【お問い合わせ】

役場社会教育課 社会教育係

☎282-0888

役場社会教育課 社会体育係

☎282-1261

人権への配慮について

感染者やその家族、職場等の関係者の人への心ない言動、噂や憶測に基づく誹謗・中傷、いじめ、不当な扱いが県内でも多数発生しています。住民の方々には正確な情報に基づいて冷静な判断と行動に心がけていただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ・相談窓口】熊本県人権センター

☎384-5822



**このマークは
町独自の対策**

新型コロナウイルス感染症の専用相談窓口が設置されました



こんな時には、まず専用相談窓口へご相談ください。

①息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある

②重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
※妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に早めにご相談ください。

③上記以外の方で発熱や咳など比較的風邪の症状が続く

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。）

④新型コロナウイルス感染症のクラスターの一員に該当する

（症状の有無や接触した日からの経過日数は問いません）

※上記は相談の目安です。①～③の症状に該当される方全てが検査対象となるわけではなく、医師が総合的に判断した結果、「新型コロナウイルス感染症を疑う」場合に検査を行うこととなります。



他にも、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や新型コロナウイルスの疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者外来）への受診調整を行う保健所（帰国者・接触者相談センター）の案内等を行っています。

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）

☎096-300-5909（24時間対応）

FAXでの相談も受け付けています。

熊本県健康危機管理課（受付時間：9時から19時）

FAX：096-383-0607、096-383-0608

熊本市にお住まいの方は、熊本市新型コロナ相談センター（帰国者・接触者相談センター）にご相談ください。（※6月8日から受付時間を変更）

☎096-364-3222 ☎096-372-0705

（※平日：午前8時30分～午後8時 土日祝日：午前8時30分～午後5時30分）

なお、上記以外の時間帯は自動メッセージが流れ、緊急を要する場合は熊本市の代表電話（守衛室受付）での対応となります。